

会 議 録

会議名	令和 7 年度第 1 回八戸市学校給食審議会		日時	令和 7 年 7 月 10 日 (木) 13 : 00～14:15
次第	1 開会 2 委嘱状交付 3 教育長挨拶 4 組織会 (1) 正副会長選任 (2) 会長挨拶 5 案件 (1)報告事項 ①給食審議会の組織改正について 資料 1 ②令和 7 年度学校給食事業の概要について 資料 2 (2)諮問事項 ①学校給食費の改定について 資料 3 6 答申 7 閉会		場所	八戸市立学校 西地区給食センター 食育研修室
出席者	【委 員】 金田委員、高橋委員、松舘委員、小池委員、佐藤委員、馬場委員、南委員、黒澤委員、坂本委員、木村委員、計 10 名 【事務局】 三浦教育部長、佐藤学校教育課長、春日学校教育課参事学校給食グループリーダー、金田東地区給食センター所長、小笠原北地区給食センター所長、尾崎西地区給食センター所長、学校給食グループ員 6 名 【報道関係】 東奥日報 千葉、デーリー東北 向屋敷、RAB 安達 【傍聴人】 有馬 克美			
概 要				
進行役	開会に先立ちましてお知らせでございます。報道機関の方におかれましては、写真映像の撮影は、案件に入る前までと案件終了後、次第の 6 以降とさせていただきますので、御協力をお願いいたします。 それでは資料の確認をお願いいたします。次第、資料 1、資料 2、資料 3、別紙、参考資料となります。皆様お持ちでしょうか。 本日は御多用の中、御出席いただきましてありがとうございます。只今から令和 7 年度第 1 回八戸市学校給食審議会を開催いたします。本日は委員全員 11 名のうち 10 名に御出席いただいておりますので、本市学校給食審議会規則第 4 条第 2 項の開会要件を満たしておりますことを御報告申し上げます。 それではまず、このたび委員を引き受けていただきました皆様に委嘱状の交付を行います。教育部長が委嘱状を持って委員の皆様のところにまいりますので、その場でお受け取りください。(委嘱状交付) これをもちまして委嘱状の交付を終わります。 では、本日御出席の委員の皆様の御紹介をいたします。(委員紹介) 次に、事務局の職員を紹介いたします。(事務局紹介) 続きまして、教育長代理として、教育部長より御挨拶申し上げます。(教育長挨拶) それでは、これより組織会に入らせていただきます。本市学校給食審議会規則第 4 条により、新たに委員の任命が行われた後の最初に招集すべき審議会の会長の職務は、八戸市教育委員会教育長が行うことになっております。本日は、教育長代理として、教育			

	部長を仮議長に議事を進行してまいります。それでは教育部長、議長席へお願いいたします。 それでは会長が決まるまでの間、私が仮議長を努めてまいります。審議会規則によりますと会長及び副会長は委員の互選によって定めるということになっております。どなたか推薦はありませんか。
●●委員	はい。委員の●●です。会長には引き続き金田委員を、また副会長には学校現場の方でもあり前期から委員をされております馬場委員はいかがでございましょうか。
議長	ただいま●●委員より、会長は金田委員、副会長は馬場委員という御発言がございましたけれども、いかがでしょうか。よろしければ拍手で承認をお願いいたします。(承認) それでは会長は金田裕治委員、副会長は馬場英子委員をお願いいたします。これで仮議長の役割を終えさせていただきます。
進行役	ありがとうございます。それでは、新しく選任されました金田委員と馬場委員は前の席にお着き願います。 会長、副会長を代表しまして、金田会長から御挨拶をお願いいたします。
会長 進行役	(会長挨拶) ありがとうございます。ではただいまから会議に入ります。ここで事務局から傍聴される皆様へお願いがございます。傍聴人は会議で発言できないことになっておりますので、御協力をお願いいたします。また、報道機関の方におかれましては審議終了まで写真映像の撮影を行わないようお願いいたします。なお、本会議は公開の会議でありますので、本日の会議録は後日市のホームページに掲載されることを御承知おきください。それでは会長、会議の進行をお願いいたします。
会長	それでは、ただいまより会議に入ります。 本日は報告事項が二つのほか、教育委員会から当審議会に対して学校給食費の改定について諮問されております。諮問に対しては、本日審議を行い、最後に答申をしたいと思っております。なお、審議会終了時刻は14時30分を目途にしておりますのでスムーズな進行に御協力をお願いいたします。 それでは初めに報告事項のうち①学校給食審議会の組織改定について事務局から説明をお願いいたします。
事務局	はい。学校給食グループリーダーの春日です。着座にて説明させていただきます。(1)報告事項①給食審議会の組織改定についてですけれども、皆様の今回の任期から組織について見直した部分がございますので御報告させていただきます。資料1を御覧ください。1. 委員構成の見直しについて、八戸市の附属機関全体で見ると、当審議会は委員数が多いほうであるため、推薦委員2名以上、公募枠も含みますが、それぞれ半数に見直したものでございます。この見直しが、会議における発言のしやすさにつながることを期待しております。2番目に、栄養学的な知見を有する方の参画を求めて、新学校給食センター建設予定地に隣接する八戸学院大学へ委員の推薦を依頼したものでございます。以上の2点につきまして、下の表にあります着色部分が変更しております。前回の任期までは15名の委員の方をお願いしておりましたが、今回からは11名となっております。次に2. 八戸市学校給食審議会規則の改正について、でございます。(1)第2条中、委員の任期を「2年」から「2年以内」に変更しております。理由は、これまでの委嘱期間は7月1日から2年後の6月30日までの2年間としておりましたが、実態に合わせて、第1回開催日から2年後の6月30日までを委嘱期間とできるように変更いたしました。(2)第3条中、副会長「2名」から「2名以内」に変更しております。理由は委員数の削減に伴い、役員数の見直しをしました。以上でございます。
会長	ただいまの説明について、御意見・御質問はありますか。それでは次に②令和7年度学校給食事業の概要について事務局から説明をお願いします。
事務局	はい。それでは資料2について私から説明したいと思います。資料2の令和7年度八戸市学校給食事業の概要について、を御覧ください。1. 学校給食の概要について、でございますが、(1)給食の目的につきましては、学校給食は単なる栄養補給のための食事という意味にとどまらず、教育の一環として学校給食法に基づき実施しております。学校給食によりバランスの取れた食事を子どもたちに提供し、日々の健康増進、体力の向上を図り、さらには学校給食を生きた教材として活用することにより、食文化について

関心を深め、食事の自己管理能力を養うとともに、感謝の気持ちを培うなど、食育の推進を図っております。(2)給食の内容でございますが、先ほど給食を召し上がっていただきましたけれども、八戸市では実施している給食の内容が、米飯又は麺などの主食、牛乳、おかずとなっておりますが、おかずは汁物と皿2品となっております完全給食となっております。主食につきましては、米飯、パン、麺を、その表の回数で提供しております。食材についてでございますが、当市は県産品の使用を積極的に推進しております。米飯、牛乳、パン、麺、生鮮肉類、生鮮野菜、果物、加工品というあたりでは八戸産、県産品、国産品を優先的に使うようになっております。学校給食用の物資の調達についてですけれども、米飯、パン、牛乳については、年間契約を行っております。味噌、しょう油などの調味料類、麺類に関しては半年分の契約をしております。その他の物資については、毎月契約月毎の契約となっております。次のページに行きまして、(3)食物アレルギー対応食の提供でございますが、食物アレルギー対応食はこの西地区給食センターが市内全域に専用の調理室で調理をしまして提供しております。除去対象食品は、対象者が多く給食での使用頻度が高い卵、乳としております。令和7年度のアレルギー対応食提供人数は、6月1日現在で小学校15校28名、中学校8校11名、計39名となっております。なお、そば・落花生・かに・いくら・アワビ・くるみ・まつたけ・キウイフルーツは通常食でも使用しておりません。(4)非常食ほっとするカレーの備蓄でございますが、給食センターで不測の事態が発生しまして、急きょ、給食提供を停止しなければならない状況となった場合に備えて、代替給食とできる非常食ほっとするカレーを備蓄しています。なお、不測の事態が発生しなかった場合には、毎年3月11日前後の給食で、そのほっとするカレーを使用し、防災教育の一環としております。(5)給食提供人数でございますが、令和7年5月1日現在で小学校はそちらの表の令和7年度の部分を見ていただきたいんですけれども1万589人、中学校が5,790人、センター職員は検食をしているんですけれども203人で調理しており、食数は1万6,582人分となっております。センター別の人数につきましては下の表を御参照ください。(6)給食費でございますが、小学校1食当たりが315円、中学校375円となっております。令和6年10月1日の提供分から保護者負担分については無償化を実施しております。次の(7)(8)につきましては栄養士の森林から報告させていただきます。

(7)献立についてでございますが、基本的な方針を定め、献立作成をしております。①栄養面ですが、発達段階に応じ、八戸市学校給食摂取基準に基づいた献立作成をしております。また、健康や偏食予防のため、多種多様な食品や料理を選んで取り入れています。併せて、栄養バランスのとれた内容となるよう、主食、主菜、副菜、汁物、牛乳、果物などを組み合わせています。②安全衛生面については、加工食品の利用の際は、内容組成・栄養成分表等の提出を受けて使用を決めています。また、食中毒予防のため、作業工程や作業動線を考慮し、衛生管理に配慮した献立にしています。③嗜好面については、児童生徒の嗜好を考慮し、味付けや調理法料理の組合せを工夫しています。教育面については、学校給食を生きた教材として食育に活用できるよう考えております。具体的には、旬の食材や地域で生産される食材を多く取り入れ、食への関心や、自然への理解を深めることができるようにしています。また、郷土料理や行事食を取り入れ、食文化への理解を深めることができるように考えています。最後に、経済面については、給食費の予算内で収めるように計算しております。表に示しましたものは、八戸市学校給食摂取基準となります。毎年、八戸市の児童生徒の身長の平均値から算出した標準体重を元に、推定エネルギー必要量を算出し、文部科学省より出されている学校給食摂取基準の基準値と大差ないことを確認した上で、国の基準を八戸市も採用しているものです。エネルギーを始め、ほとんどの栄養素は1日に必要な基準の3分の1となっておりますが、カルシウムは1日の50%、鉄は40%、食物繊維は40%以上と家庭でとりにくい栄養素については、給食での目標割合が高くなっております。次のページをお開きください。栄養価の現状を表したグラフです。水色の部分が先ほどの基準を100%として表したもので、紫の実線が令和4年度、緑が令和5年度、赤が令和6年度の状況となっております。小学校ではほぼ充足した状態になっておりますが、中学校は今後改善が必要な栄養素も見られます。中学校のカルシウムについては、物価高騰による給食費の圧迫のため、チーズやヨーグルトなどの使用回数が減ったことやカルシウム強化食品の使用を取りや

めた影響が見られ、ここ数年減少傾向にあり、昨年度はちょっと 90%を切った状態となっております。塩分については、小中ともに改善が必要な栄養素であり、給食センターでは調味料の分量の見直しをしたり、だしの活用をしたりと、適度な塩分でおいしい味付けとなるよう、日々研究を続けているところです。数値に関しましては、調理に使用している塩分量であり、麺の汁や煮物の汁については残食として戻ってきている状態です。私からの説明は以上です。

では次にその次のページ、学校給食に関する施策等については、担当の中嶋より説明いたします。

まず始めに、資料の訂正をお願いいたします。令和 4 年度以降の推移という図の真ん中の令和 5 年 4 月からのグラフを御覧ください。上の方のグレーの部分ですが、小 55 円、中 60 円、と記載していますが、正しくは小 39 円、中 45 円、小学校は 39 円で、中学校が 45 円になりますので、すみませんが訂正をお願いいたします。それでは、(1)学校給食食材費高騰対策支援事業についてでございますが、①事業概要は、児童生徒分の食材費高騰分を市が負担することにより、学校給食の質の確保に努めているものです。下の図では、点線よりも上の部分でございます。今年度は給食費のうち 1 食当たり小学校が 55 円、中学校 60 円を市が負担しております。②令和 7 年度事業費予算ですが、1 億 6,376 万 460 円となっております。財源は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しております。(2)学校給食費無償化事業についてでございますが、①事業概要は学校給食費の保護者負担を市が負担することにより、給食費無償化を行っているものです。下の図では点線よりも下の部分でございます。今年度は、給食費のうち 1 食当たり小学校 260 円、中学校 315 円を市が負担しています。②令和 7 年度事業予算は 6 億 6,281 万 5,050 円となっております。財源は県の学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用しております。(3)就学援助制度についてでございますが、学校教育法第 19 条の規定に基づく生活困窮世帯、この第 19 条は、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な支援を与えなければならないというものです。これに該当する世帯について、学校給食費の保護者負担分を市が負担しています。下の図では点線の下部分でございます。今年度は、給食費のうち 1 食当たり小学校 260 円、中学校 315 円を負担しています。私からは以上になります。

それでは次に、次のページ 3. 新学校給食センター整備病院について担当の百瀬より説明いたします。

それでは 3. 新学校給食センター整備事業について御説明申し上げます。(1)整備事業の内容でございます。表のとおり、現在、給食センターは三つございますが、そのうち北地区給食センターと東地区給食センターが老朽化していることから、今後、児童生徒数の減少を考慮し、同センターを統合したセンターとして整備いたします。新センターの供用開始は令和 11 年度上半期を目指しており、供用開始後は西地区給食センターと新学校給食センターの 2 センターから給食を提供いたします。次に(2)令和 7 年度の業務内容ですが、整備に係る設計、建設、厨房機器及び維持管理・運営業務について民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律いわゆる PFI 法に基づき一括して発注することとしており、その業務を請け負う民間事業者を選定するための準備を今年度行います。具体的には、PFI 事業者の募集及び選定に関する事項をまとめた①実施方針の作成、設計、建設、厨房機器および維持管理運営等に関する事業者への要求水準をまとめた②要求水準書の作成を主に行うこととしております。そして、令和 8 年度には事業者を募集選定して、事業契約をすることを予定しております。次に(3)新学校給食センターの整備に関する事業者選定支援業務委託の概要ですが、今説明いたしました(2)の業務につきまして、PFI 事業に関するノウハウや他の自治体の支援実績を有するコンサルタント会社に委託し支援を受けることとしており、その受託者は株式会社長大で、昨年度給食センターの PFI 導入可能性調査と整備基本計画の策定支援を行っていた会社でございます。今年度の契約期間は令和 7 年 6 月 3 日から令和 9 年 3 月 31 日までの約 2 年間にわたりまして、契約金額は 3,465 万円でございます。私からは以上です。

では最後に私から 4 番の令和 7 年度事業行事等について御紹介させていただきます。(1)学校給食主任研修会については 5 月 27 日に福祉公民館で開催済みでございますが、

	年度初めに行っている各校の給食主任を対象とした学校における給食業務の説明会でございます。給食主任 55 名が参加し、概要については御覧の通りでございます。次に(2) 手作り弁当の日でございますが、食の大切さを見直し、親子の触れ合いや、家族の絆を深め、家庭における教育力の向上を図るため、年 2 回、市内小中学校一斉に手作り弁当の日を実施しております。今年度は 6 月 2 日と 10 月 6 日の 2 回、実施いたします。次に (3) 学校給食献立検討会議につきましては、学校給食の献立作成について、栄養管理に配慮するとともに、安全安心で魅力ある給食となるよう、給食主任及び保護者代表で構成される献立検討会議を年 3 回開催し、意見を献立に反映させるものです。第 1 回第 2 回第 3 回とありまして、西地区と北東地区ブロックに分けまして開催しております。1 回目は 6 月、2 回目は 10 月、3 回目は 1 月に開催し、それぞれ 1 回目は令和 7 年 9 月から 12 月の献立、2 回目は令和 8 年 1 月から 3 月の献立、3 回目につきましては来年度の分になりますけれども令和 8 年 4 月から 8 月分の献立を話し合うこととなっております。委員の方は西地区、北東ブロックそれぞれ給食主任の先生が 6 名、保護者の代表の方が 3 名ということになっております。(4) 学校給食審議会でございますが本日の会議でございます。学校給食の運営を適正かつ円滑に行うため、学識経験者、学校長及びその他教育関係者等の委員 19 名以内により、学校給食の運営について審議いただくものです。7 年度については 2 回の開催を予定しておりまして、本日と第 2 回は令和 8 年 2 月中旬頃に予定しております。次のページにまいりまして (5) 給食センター見学会及び学校給食試食会ですが、毎年市民を対象としました給食センターの見学会を、この西地区給食センターで行っております。本年につきましては、10 月 23 日を予定しておりまして、20 名の市民の方をこれから募集する予定でございます。(6) 寄附の受納、食材の無償提供の件でございますが、寄附の物品として八戸毬姫牛の牛肉 200 キロを給食の方でいただくこととなっております。寄附の申込者は、株式会社市川ファーム、毬姫牛の生産者の方です。あと有限会社ヨシモトミート、精肉店の方です。寄附の目的は、物価高騰下における児童生徒の学校給食の充実の一助としてというものでございまして、活用用途は 10 月の給食で寄付された牛肉を使用したカレー、芋の子汁を提供する予定でございます。(7) 学校給食・食育活動見学会については委託事業で、食育において学校給食が目指す役割を再認識するとともに、食に関する情報交換を通じて、健康教育の充実を図るということを目的に、学校における活動を見学する機会を設けるというものでございます。今年度におきましては江南小学校を会場とさせていただきます、開催日は令和 7 年 11 月 21 日となっております。これにつきましては昨年度、給食審議会委員の方にも御案内し、出席いただきまして児童生徒の給食参観と試食をしていただいております。今年度についても同様となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。説明は以上です。
会 長	ただいまの説明について御意見御質問はございますか。
●●委員	はい。食育には給食がいいですね。お聞きしたいのは栄養教諭はこの数年やはり増えているのでしょうか。また、各センターへの配置は増えてきているのでしょうか。
事務局	私の方から、八戸市内の状況で言いますと、各センターに 1 名ないし 2 名の栄養教諭が配置されております。北センターは 1 名、東センターは 2 名、西センターは 1 名、しばらく数は変わっていないように見受けております。
事務局	県教育委員会の基準に則って配置されております。
●●委員	栄養教諭の配置が県教育委員会の基準と一緒にということでありがとうございます。学校保健委員会というのが、各小中学校で年に数回行われることになっていて、その中には食育に関してというのがあります。学校の中での職員に対する勉強会を学校保健会を通じて行ったりとか。最近は教育の中で食育は徐々に見過ごされていっている感がある。給食費無償化も税金で賄われる貴重な物ですので、学校現場での食育において少しでも触れていただければということがあります。食育の授業を行うには栄養教諭さんがいらっしゃらないとやっていけない。食育の授業を 1 校でも増やしていただきたいと思います。ちなみに令和 6 年度の食育の勉強は、市内 65 校中では何校ぐらいの実績があったのでしょうか。
事務局	すみません。正しい数を持ってきていないですけども、学校教育課で栄養士の派遣してほしいという依頼の取りまとめをしております、例年、大多数が 1 回はあるかと思

●●委員	います。その数は改めて報告させていただきます。
会 長	小学校だけと言わず中学校もですねやっていただければ。やはり3食食べる食ですので重要だということです。義務教育が終わったからといって食べないわけにはいかない。そんなところでよろしくお願ひしたいと思います。以上ありがとうございます。
事務局	他に御質問ありますでしょうか。ちょっと私からいいですか。これ2番の学校給食費に関するところの3ですね、生活困窮世帯っていうふうに書いてますけれども、これどのぐらいの割合いるのでしょうか。
事務局	就学援助の対象者数ですけども、例年ですと17%、18%程度になっています。今は全ての保護者負担が無償化になっていますが、以前は就学援助の対象者の保護者負担分について市で負担しているという状況でした。
会 長	もう一つなんですけれども、次の新学校給食センターのことにに関してPFI法ということですが、ここの施設はPFI法ではない？
事務局	この施設は違います。
会 長	いずれなくなるセンターで働いてる方は、PFIによる業者が社員をそのまま移行して仕事ができるようになるのか。雇用に関してですね。
事務局	PFI事業者は契約をすることになるんですけども、それで事業者が変わる場合でも今働いている方が、新しいセンターに移行できるような支援をしながら、働いていけるような形をとっていきたいと考えています。
会 長	分かりました。よろしいでしょうか。他に御質問はありますか。次は諮問事項であります。学校給食費の改定になります。最初にも述べましたけれども本日改定案が適当であるか審議を行い、答申内容をまとめて教育委員会へ答申書を提出したいと思ひますので皆様よろしくお願ひいたします。それでは事務局から説明をお願いいたします。
事務局	私から説明いたします。案件の資料は、資料3学校給食費の改定についてと参考資料の方と両方見ながら説明していきます。諮問事項の方の資料を御覧ください。1. 改定の理由でございますが、物価高騰下においても安全安心な学校給食を安定的に提供するため、1食当たりの食材費としての給食費の単価を増額改定し、食材費予算を確保するものでございます。補足の部分でございますが、令和7年度に米飯の価格が急騰し、おかずなど、牛乳と主食以外の食材費である副食費を圧迫しており、食材選定が硬直化して、栄養価への影響もわずかながら現れ始めています。よって、品数や栄養価などにおいて、現在の学校給食の質を維持するために改定が必要となったものです。次に、2. 改定の方針でございます。今回の改定については、次の4点に基づき、金額設定をいたしました。まず(1)ですが、物価上昇の速さに対応する短期的な見直しの実施で、物価上昇の速さに応じ、単価の見直しを短期的に行う前提で、必要最小限の増額といたしました。次に(2)ですが副食率50%台の維持ですが、給食の充実に不可欠なおかずにかかる費用の割合を示す副食率が50%台に維持されるよう、金額を設定いたしました。次に(3)ですが、小中学校の差額の適正化で、当市の給食費については、全国及び県内の平均より、小学校と中学校の差が大きいので、今回の改定案においては、差額を適正化する調整を行いました。最後に(4)ですが、給食費無償化を考慮した歳出予算の抑制で、給食費の無償化により増額が市の財政負担となることを考慮いたしました。以上の改定の方針に基づいた、改定の事務局案が3. 給食費の改定案でございます。改定期間につきましては、令和7年10月からでございます。改定金額につきましては、1食当たりの金額は現行が令和6年度からの金額で、小学校315円、中学校375円でございますが、改定案は小学校335円、中学校380円でございます。1食当たりの増額分としては小学校がプラス20円、中学校がプラス5円となっております。次のページに行きまして、小学校については米飯と牛乳の令和7年度の値上がり分を上乗せした金額に引き上げる案となっております。下の(1)改定金額の増額幅の表を御覧ください。小学校は牛乳が令和6年度から令和7年度にかけて4.26円、米飯が16.95円、合わせて21.21円値上がりしています。これから引き上げ幅を20円といたしました。中学校については表のとおり、牛乳が令和6年度から7年度にかけて4.26円、米飯がここちょっと数字の訂正があるんですけども20.98円というのが間違いでございまして、22.66円となっております。合わせて26.92円。そちらの数字は合っています。間違っておりませんので、26.92円値上がりしていますが、当市は小学校と中学校の給食費の差は60円で、参考資料の方も御覧いた

	だきたいんですけれども参考資料の裏面です。4. 他の給食費の状況というところなんですが全国平均の一番下のところです。46 円や県内平均の 37 円よりも差が大きいので、差額適正化分として 20 円を値上げ分から差し引きまして、5 円引き上げる案といたしました。次に(2)副食率の回復ですが、今回の改定により副食率は、小学校が 47.93%から 51.04%に回復します。中学校も 51.76%から 52.4%になります。これまでの副食率の推移については先ほど参考資料の 2. 副食率の推移を御参照ください。最後にその他でございますが、一つ目としまして、関連予算については、市の財政的な観点からの検討を行った上で、9 月議会補正予算案への計上を行いたいと考えております。最終的には教育委員会で決定をするものです。二つ目として、今回の改定による増額分については、無償化されている児童生徒以外の教職員等は、改定されればその金額で徴収したいと考えております。説明は以上です。
会 長	ただいまの説明に対して、まずは改定案に対する質疑応答を行って、その後に当審議会の答申としてこの案を承認するかどうかの多数決をとり、さらにその後にその他の意見を伺い答申へ付け加えたい事項などあればまとめたいと思います。それではまず、改定案の内容に対して御質問はございますか。
●●委員	●●でございます。一点ですね、現在の物価上昇の速さに対応し、単価の見直しを短期的に行う前提で、必要最小限の増額っていうふうにあります。短期的にっていうのは大体どれくらいを目安に考えていらっしゃるのでしょうか。
事務局	私からお答えします。参考資料の方の副食率の推移のところをちょっと御覧いただきたいです。前々回の改定を行ったのが平成 25 年で、前回が令和 6 年となっています。大体 10 年ぐらいのスパンで給食費の改定を行ってきておりました。ただもう今の物価高騰の速さがとても速いので、今の感じでいけば、毎年、米飯と牛乳とかは 4 月の時点で価格の見直しがされていくものですので、そのタイミングで 1 年に 1 回ぐらいで見直していかなければならないのではないかなというふうに考えております。
●●委員	目安としては副食率 50%台を維持するっていうところが一つの目安になるっていうことですか。
事務局	そうですね。
●●委員	わかりました。ありがとうございます。
会 長	他に質問はありますか。それでは他に質問ないようですので、最初に御説明したとおり給食費の改定案について承認することとしてよいか多数決を行います。賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手) 反対の方いらっしゃいますか。それでは八戸市給食審議会規則第 4 条第 3 項に出席委員の過半数をもって決するとありますので、賛成多数により承認する旨答申いたします。次にその他の意見として答申に付け加えたい事項はありますか。よろしいですか。特にないようですので、諮問に対して学校給食費の額を令和 7 年 10 月から 1 食当たり小学校 335 円、中学校 380 円とすることが適当であるということで答申することといたします。以上で全ての案件が終了となります事務局へお願いします。
進行役	それでは、答申書を準備する間、5 分間休憩とさせていただきます。細かいですが 13 分から再開したいと思います。(休憩) それでは再開いたします。金田会長から教育部長に答申書をお渡しします。教育部長は前へお願いいたします。
会 長	令和 7 年 7 月 10 日、八戸市教育委員会様、八戸市学校給食審議会会長 金田裕治、答申書、令和 7 年 6 月 26 日付け八教学第 323 号により、当審議会に対し諮問がありました学校給食費の改定について、次の通り答申する。学校給食費の額を令和 7 年 10 月から、1 食当たり小学校 335 円、中学校 380 円とすることが適当である。以上であります。
進行役	以上をもちまして、令和 7 年度第 1 回学校給食審議会を閉会いたします。本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。